

特定少年の実名等の公表及び推知報道を 控えることを求める会長声明

2023年（令和5年）2月22日
長野県弁護士会会長 中村 威彦

2022年（令和4年）4月1日から「少年法等の一部を改正する法律」（令和3年法律47号）（以下、「本改正法」という。）が施行され、18歳又は19歳のいわゆる特定少年について、家庭裁判所の検察官送致決定を経て公判請求された場合に、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載すること（以下、「推知報道」という。）の禁止が、一部解除されることとなった。

今般、長野県内において殺人未遂事件が発生し、特定少年が2022年（令和4年）12月30日に逮捕され、2023年（令和5年）2月15日に逆送決定された。

同事件は、今後、長野地方裁判所松本支部に公判請求される可能性が高く、公判請求された場合には、本改正法に基づき当該特定少年の推知報道が事実上可能となる。

少年法が定める推知報道禁止の趣旨は、少年やその家族の名誉・プライバシーを保護し、それにより少年の更生を図るというものである。すなわち、少年を推知させる氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等が報道されることにより、少年やその家族のプライバシーが侵害され、当該少年の健全育成や更生及び社会復帰に著しい支障が生じ、その結果、少年の再非行の可能性が高まることに繋がるから、推知報道が禁止されている。

そして、特定少年も少年法の適用を受ける少年であり、特定少年のプラ

イバシーを保護し、もって更生の機会を十分に与える必要性があることにかわりなく、少年法が定める推知報道禁止の趣旨が及ぶものであることは明らかである。

当会は、2015年（平成27年）7月6日及び2018年（平成30年）1月30日に「少年法の適用対象年齢を引き下げることに対する会長声明」を発出し、少年法改正に反対の立場を表明した。また、2021年（令和3年）3月18日には「少年法改正法案に反対する会長声明」において、推知報道禁止の一部解除について強く反対するとの立場を表明している。

衆議院法務委員会では「特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げにならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。」との附帯決議がなされており、参議院法務委員会においても同旨の附帯決議がなされている。これらの決議の意義は十分に尊重されなければならない。

当会は、特定少年の健全育成及び更生の機会を保障するため、検察庁に対しては、本改正法の下での実名等の公表について控えることを強く求めるとともに、報道機関に対しては、検察庁が特定少年の実名等を公表するか否かにかかわらず推知報道を控えることを強く求める。